

EDI仕様書改訂 改訂箇所一覧

No	改訂箇所	変更後	変更前
1	1.1.1.2 インタラクティブ処理方式 SMTP 双方向(ゲートウェイコン ピュータを使用) 注記 (!)	『パッケージソフト ～処理方式』は、NACCSセンターが提供するパソコン用パッケージソフトの種類を示す。パソコン用パッケージソフトの種類／機能の詳細は「 NACCS パッケージソフト操作説明書 」を参照すること。	『パッケージソフト ～処理方式』は、NACCSセンターが提供するパソコン用パッケージソフトの種類を示す。パソコン用パッケージソフトの種類／機能の詳細は「 民間パッケージソフト操作説明書 」を参照すること。
2	1.2.1.1 Peer to Peer接続	NACCS センターサーバと利用者のパソコンとを、1 対 1 で接続する形態であり、データ送受信処理方式として、インタラクティブ処理方式が利用可能である。 NACCS センターが提供するパソコン用パッケージソフトを使用し、NACCS センターサーバへのアクセスは専用線またはブロードバンド光の回線が利用可能である。	NACCS センターサーバと利用者のパソコンとを、1 対 1 で接続する形態であり、データ送受信処理方式として、インタラクティブ処理方式が利用可能である。 NACCS センターが提供するパソコン用パッケージソフトを使用し、NACCS センターサーバへのアクセスは専用線、 ADSL 、またはブロードバンド光の回線が利用可能である。
3	1.2.1.2 ルータ接続	NACCS センターサーバと利用者の LAN 上の複数のパソコンを接続する形態であり、データ送受信処理方式として、インタラクティブ処理方式が利用可能である。 NACCS センターが提供するパソコン用パッケージソフトを使用し、NACCS センターサーバへのアクセスは専用線またはブロードバンド光の回線が利用可能である。	NACCS センターサーバと利用者の LAN 上の複数のパソコンを接続する形態であり、データ送受信処理方式として、インタラクティブ処理方式が利用可能である。 NACCS センターが提供するパソコン用パッケージソフトを使用し、NACCS センターサーバへのアクセスは専用線、 ADSL 、またはブロードバンド光の回線が利用可能である。
4	1.2.1.3 ゲートウェイ接続 (1) ゲートウェイ接続 (SMTP/POP3)	データ送受信処理方式として、メール処理方式（ゲートウェイコンピュータ）が利用可能であり、アクセス回線として、専用線またはブロードバンド光の回線が利用可能である。	データ送受信処理方式として、メール処理方式（ゲートウェイコンピュータ）が利用可能であり、アクセス回線として、専用線、 ADSL 、またはブロードバンド光の回線が利用可能である。
5	1.2.1.3 ゲートウェイ接続 (2) ゲートウェイ接続（SMTP 双方向）	利用者側サーバでインタラクティブ処理のインターフェースを守ることが前提である。 データ送受信処理方式として、インタラクティブ処理方式（SMTP 双方向）が利用可能であり、アクセス回線として、専用線またはブロードバンド光の回線が利用可能である。	利用者側サーバでインタラクティブ処理のインターフェースを守ることが前提である。 データ送受信処理方式として、インタラクティブ処理方式（SMTP 双方向）が利用可能であり、アクセス回線として、専用線、 ADSL またはブロードバンド光の回線が利用可能である。
6	1.2.1.3 ゲートウェイ接続 (2) ゲートウェイ接続（SMTP 双方向） 注記 (!)	NACCS ネットワークとは、NACCS が提供する専用網である。 常時、NACCS センターサーバへの通信経路を確立させておく接続方法であり、回線の利用時間に関わらず、回線の使用料金は一定である。 ブロードバンド光接続は、ベストエフォート型回線のため、帯域保証は無い。	NACCS ネットワークとは、NACCS が提供する専用網である。 専用線回線を用いた接続とは、 常時、NACCS センターサーバへの通信経路を確立させておく接続方法である。回線の利用時間に関わらず、回線の使用料金は一定である。 ADSL 回線を用いた接続とは、電話線を使用して高速なデジタルデータ通信を行う接続方法である。回線の利用時間に関わらず、回線の使用料金は一定である。 ブロードバンド光回線を用いた接続とは、光ファイバーを使用して高速なデジタルデータ通信を行う接続方法である。 なお、ADSL 接続及びブロードバンド光接続は、ベストエフォート型回線のため、帯域保証は無い。

EDI仕様書改訂 改訂箇所一覧

No	改訂箇所	変更後	変更前
7	1.3 接続形態とデータ送受信処理方式との関係 表 1-3-1 接続形態とデータ送受信処理方式との関係	NACCSネットワーク/ インタラクティブ処理方式（インタラクティブ）、 インタラクティブ処理方式（インタラクティブ）、 インタラクティブ処理方式（SMTP 双方向）、 メール処理方式（ゲートウェイコンピュータを使用）/アクセス回線 （「付録 4」 参照）/ 専用線 ブロードバンド光	NACCSネットワーク/ インタラクティブ処理方式（インタラクティブ）、 インタラクティブ処理方式（インタラクティブ）、 インタラクティブ処理方式（SMTP 双方向）、 メール処理方式（ゲートウェイコンピュータを使用）/ アクセス回線 （「付録 4」 参照）/ 専用線、 <u>ADSL</u> ブロードバンド光
8	2.1 ネットワークの概要	⑤ 利用者システムとアクセスポイントとの接続方法としては、専用線接続・ブロードバンド光接続がある。	⑤ 利用者システムとアクセスポイントとの接続方法としては、専用線接続・ <u>ADSL 接続</u> ・ブロードバンド光接続（ <u>利用時間に関わらず料金一定</u> ）がある。
9	2.1 ネットワークの概要	<u>（！）新たに民間利用者用ネットワークを利用する際の留意点等については、NACCS掲示板の「NACCS通信回線サービス（利用者アクセス回線） 導入ガイド」を参照すること。</u>	<u>【新規】</u>
10	2.2.1 プライベート IP アドレスの採用	NACCS <u>民間利用者用ネットワーク</u> においては、以下の理由からプライベート IP アドレスを採用することとする。 <u>（NACCS センターサーバと各利用者システムとの接続形態が、インターネット（netNACCS 接続、WebNACCS 接続、ゲートウェイ接続（ebMS 処理方式））の場合は、NACCS センターのIP アドレス付与対象外である。）</u> ① NACCS 民間利用者用ネットワークには、論理的に閉域なネットワークを採用する。 ② NACCS の利用者以外からの不正アクセスを防止する。 ③ グローバル IP アドレスの枯渇に束縛されない。 また、NACCS では、TCP/IP のネットワーク層のプロトコルとして、IPv4（Internet Protocol version 4）を用いる。 IPv6（Internet Protocol version 6）についてはサポートしない。このため、利用者側の既存の LAN から NACCS センターサーバに接続するためには、利用者側の既存の LAN が、IPv4を前提に構築されている必要がある。IPv6 を前提に構築されている LAN については、NACCS民間利用者用ネットワークへの接続を原則禁止する。ただし、IPv6 を使用した LAN と NACCS民間利用者ネットワークとの境界にゲートウェイコンピュータを設置し、ゲートウェイコンピュータにおいて IPv4 と IPv6 の変換を実施することは可能とする。	NACCS においては、以下の理由からプライベート IP アドレスを採用することとする。 ① NACCS 民間利用者用ネットワークには、論理的に閉域なネットワークを採用する。 ② NACCS の利用者以外からの不正アクセスを防止する。 ③ グローバル IP アドレスの枯渇に束縛されない。 また、NACCS では、TCP/IP のネットワーク層のプロトコルとして、IPv4（Internet Protocol version 4）を用いる。 IPv6（Internet Protocol version 6）についてはサポートしない。このため、利用者側の既存の LAN から NACCS センターサーバに接続するためには、利用者側の既存の LAN が、IPv4を前提に構築されている必要がある。IPv6 を前提に構築されている LAN については、NACCS民間利用者用ネットワークへの接続を原則禁止する。ただし、IPv6 を使用した LAN と NACCS民間利用者ネットワークとの境界にゲートウェイコンピュータを設置し、ゲートウェイコンピュータにおいて IPv4 と IPv6 の変換を実施することは可能とする。 <u>この場合、NACCS センターから払いだされた IPv4 の IP アドレスと IPv6 の IP アドレスは、固定的に変換するものとし、通関業務を実施した端末の IP アドレスを特定できる必要がある。</u>
11	2.2.4 NACCS センターによる IP アドレスの付与	<u>（！）利用者側ゲートウェイコンピュータとして、クラウドサービス等の利用も可能であるが、NACCS センターが IP アドレスを付与する利用者側ゲートウェイコンピュータ（リージョン等）やNACCS接続ルータを日本国内に設置すること等、E D I 仕様及び業務仕様に基づいたシステムの利用する必要があることについては、オンプレミスの場合と同様であるため、留意すること。</u>	<u>【追加】</u>
12	図 2-2-1 サブネットマスクとネットワーク	<u>（図中のハブに※を付記）</u> <u>※「ハブ」とは、「スイッチングハブ」を指す。</u>	<u>【追加】</u>

EDI仕様書改訂 改訂箇所一覧

No	改訂箇所	変更後	変更前
13	2.2.8 IP アドレス変換について (2) ゲートウェイコンピュータにおける IP アドレス変換	<u>【削除】</u>	また、ゲートウェイコンピュータ配下のパソコンで通関業務を行う場合、当該 IP アドレス変換は、固定的な IP アドレスから固定的な IP アドレスへの変換でなければならない。よって、DHCP サーバのように動的に IP アドレスを当該パソコンに割り当てることは禁止する。 (「7.4 利用者のセキュリティ対策」を参照すること。) なお、DHCP サーバを使用した IP アドレスの割り当てにおいて、利用者コンピュータの MAC アドレスに対して静的に IP アドレスを割り当てる場合はこの限りではなく、DHCP サーバにより IP アドレスの割り当てを可能とする。
14	2.2.8 IP アドレス変換について (2) ゲートウェイコンピュータにおける IP アドレス変換	<u>【削除】</u>	(!) DHCP (Dynamic Host Configuration Protocol) とは、ネットワーク内のシステムの IP アドレスを一元管理するための仕組みを提供するプロトコルであり、クライアントに対して、IP アドレスを提供するのが DHCP サーバである。 DHCP サーバは、クライアントからの要求に応じて動的に IP アドレスの割り当てを行う。
15	2.2.10 NACCS 掲示板と IP アドレス 表 2-2-3 NACCS 掲示板の種類とアクセスできる利用者及び認証方法	netNACCS 利用者及び WebNACCS 利用者用デジタル証明書	netNACCS 利用者及び WebNACCS 利用者用デジタル証明書、 <u>利用者コード、及びパスワードによる認証</u>
16	2.3.1 NACCS 接続ルータ（専用線接続用）の外観と諸元 2.3.2 NACCS 接続ルータ（ADSL 接続用）の外観と諸元	<u>【削除】</u>	(記載全体)
17	2.3.3 NACCS 接続ルータ（専用線（0.5Mbps 以上）及びブロードバンド光接続用）の外観と諸元	(標題変更) 2.3.3 NACCS 接続ルータ（専用線及びブロードバンド光接続用）の外観と諸元	(標題変更) 2.3.3 NACCS 接続ルータ（専用線 <u>(0.5Mbps 以上)</u> 及びブロードバンド光接続用）の外観と諸元
18	2.3.3 NACCS 接続ルータ（専用線（0.5Mbps 以上）及びブロードバンド光接続用）の外観と諸元 表 2-3-3 諸元	表 2-3-3 諸元 電源部/ コンセント：3 極アース付き（(!) 参照）	表 2-3-3 諸元 電源部/ コンセント：3 極アース付き (<u>2-3-2 頁</u> (!) 参照)
19	2.3.3 NACCS 接続ルータ（専用線（0.5Mbps 以上）及びブロードバンド光接続用）の外観と諸元	<u>(!) NACCS 接続ルータは、必ず 3 極アース付きのコンセント（O A コンセント）を使用しなければならない。なお、3 極アース付きのコンセントを使用しないことによりルータが故障した場合、修理費用等は利用者の有償負担となるので留意すること。</u>	(2-3-2 (!) を移動)

EDI仕様書改訂 改訂箇所一覧

No	改訂箇所	変更後	変更前
20	図 2-5-1 冗長化構成の概要	ハブ (利用者側で準備)	<u>スイッチング</u> ハブ (利用者側で準備)
21	2.5.3 冗長化構成における責任範囲	冗長化構成においては、図 2-5-1 に示す通り、NACCS センターにおいて 2 台の NACCS ルータを準備する。NACCS センターの責任範囲はこれら 2 台の NACCS ルータのポートまでとする。NACCS ルータに接続する LAN 側のケーブルからハブ、利用者システム (PC 又はサーバ) は利用者の責任範囲とする。	冗長化構成においては、図 2-5-1 に示す通り、NACCS センターにおいて 2 台の NACCS ルータを準備する。NACCS センターの責任範囲はこれら 2 台の NACCS ルータのポートまでとする。NACCS ルータに接続する LAN 側のケーブルから <u>スイッチング</u> ハブ、利用者システム (PC 又はサーバ) は利用者の責任範囲とする。
22	2.5.4 冗長化構成における留意点	冗長化構成を構築する場合の留意点は下記の通りとする。 ・表 2-5-1 に示す機器等を利用者にて準備する必要がある。 ・ハブと NACCS ルータ①、及び、NACCS ルータ② (図 2-5-1 参照) との接続は、利用者にて行う必要がある。 ・ハブにおいて、NACCS ルータ①、NACCS ルータ②、及び利用者システム (PC 又はサーバ) を接続するポートは同一ネットワーク (同一 VLAN) に設定する必要がある。	冗長化構成を構築する場合の留意点は下記の通りとする。 ・表 2-5-1 に示す機器等を利用者にて準備する必要がある。 ・ <u>スイッチング</u> ハブと NACCS ルータ①、及び、NACCS ルータ② (図 2-5-1 参照) との接続は、利用者にて行う必要がある。 ・ <u>スイッチング</u> ハブにおいて、NACCS ルータ①、NACCS ルータ②、及び利用者システム (PC 又はサーバ) を接続するポートは同一ネットワーク (同一 VLAN) に設定する必要がある。
23	表 2-5-1 利用者側で準備する必要がある機器等	機器等の名称/ハブ	機器等の名称/ <u>スイッチング</u> ハブ
24	表 2-5-1 利用者側で準備する必要がある機器等 ※書き	※利用者側で準備するハブを冗長化することは可能である。ただし、ハブの冗長化を行う場合は利用者の責任において実施すること。また、ハブを冗長化する場合、NACCS ルータ (①、②) から見て 1 台のハブに見えるよう構成すること。	※利用者側で準備するスイッチングハブを冗長化することは可能である。ただし、 <u>スイッチング</u> ハブの冗長化を行う場合は利用者の責任において実施すること。また、 <u>スイッチング</u> ハブを冗長化する場合、NACCS ルータ (①、②) から見て 1 台の <u>スイッチング</u> ハブに見えるよう構成すること。
25	表3-2-4 出力共通項目	設定例等/SAT140 <u>1</u>	設定例等/SAT140 <u>0</u>
26	3.4 電文の種類 表 3-4-1 ファイル用情報電文の概要	外部ファイルに保存された際のファイル名については、「 <u>NACCS パッケージソフト操作説明書</u> 」を参照	外部ファイルに保存された際のファイル名については、「 <u>民間パッケージソフト操作説明書</u> 」を参照

EDI仕様書改訂 改訂箇所一覧

No	改訂箇所	変更後	変更前
27	3.2.1.1.1 採用メッセージ	NACCSでは、以下のメッセージを採用する。なお、航空通信業者が提供する回線以外からは、PAXLSTは送信できない。 ①UN/EDIFACT CUSRES (Customs response message) CUSREP (Customs conveyance report message) CUSCAR (Customs cargo report message) PAXLST (Passenger list message) CODECO (Container gate-in/gate-out report message) IFTMIN (Instruction message) IFTMBC (Booking confirmation message) APERAK (Application error and acknowledgment message) <u>GENERAL (General purpose message)</u> CONTRL (Syntax and service report message) ②US/EDIFACT PAXLST (Passenger list message) ③PADIS EDIFACT PNRGOV (Passenger Name Record information to government)	NACCSでは、以下のメッセージを採用する。なお、航空通信業者が提供する回線以外からは、PAXLSTは送信できない。 ①UN/EDIFACT CUSRES (Customs response message) CUSREP (Customs conveyance report message) CUSCAR (Customs cargo report message) PAXLST (Passenger list message) CODECO (Container gate-in/gate-out report message) IFTMIN (Instruction message) IFTMBC (Booking confirmation message) <u>IFTMCS (Instruction Contract Status)</u> APERAK (Application error and acknowledgment message) CONTRL (Syntax and service report message) ②US/EDIFACT PAXLST (Passenger list message) ③PADIS EDIFACT PNRGOV (Passenger Name Record information to government)
28	4.1.3.2 EXC型電文の場合の業務処理シーケンス例	④パソコン用パッケージソフトB（パッケージソフト インタラクティブ処理方式またはパッケージソフト netNACCS処理方式）は、手動（即時電文取出）またはタイマーにより、処理要求電文(帳票取り出し要求)をNACCSセンターサーバに向けて送信する。 即時電文取出のタイマー起動の詳細は、「<u>NACCS</u>パッケージソフト操作説明書」を参照すること。	④パソコン用パッケージソフトB（パッケージソフト インタラクティブ処理方式またはパッケージソフト netNACCS処理方式）は、手動（即時電文取出）またはタイマーにより、処理要求電文(帳票取り出し要求)をNACCSセンターサーバに向けて送信する。 即時電文取出のタイマー起動の詳細は、「<u>民間</u>パッケージソフト操作説明書」を参照すること。
29	4.1.3.3 EXZ型電文の場合の業務処理シーケンス例	④パソコン用パッケージソフトA（パッケージソフト インタラクティブ処理方式またはパッケージソフト netNACCS処理方式）は、手動（即時電文取出）またはタイマーにより、処理要求電文(帳票取り出し要求)をNACCSセンターサーバに向けて送信し、その処理結果電文を取得する。 即時電文取出のタイマー起動の詳細は、「<u>NACCS</u>パッケージソフト操作説明書」を参照すること。	④パソコン用パッケージソフトA（パッケージソフト インタラクティブ処理方式またはパッケージソフト netNACCS処理方式）は、手動（即時電文取出）またはタイマーにより、処理要求電文(帳票取り出し要求)をNACCSセンターサーバに向けて送信し、その処理結果電文を取得する。 即時電文取出のタイマー起動の詳細は、「<u>民間</u>パッケージソフト操作説明書」を参照すること。
30	4.2.1 処理方式概要	なお、インタラクティブ処理方式（SMTP双方向）では、利用者システム側にSMTP双方向用の利用者側SMTPサーバを設置し、専用線接続、ブロードバンド光接続である場合に限り利用可能である。	なお、インタラクティブ処理方式（SMTP双方向）では、利用者システム側にSMTP双方向用の利用者側SMTPサーバを設置し、専用線接続、<u>ADSL接続、</u>ブロードバンド光接続である場合に限り利用可能である。

EDI仕様書改訂 改訂箇所一覧

No	改訂箇所	変更後	変更前
31	4.2.6 その他	①インタラクティブ処理方式（SMTP双方向）は、利用者側SMTPサーバを利用者システム側に設置し、アクセス回線が専用線接続またはブロードバンド光接続である場合に限り利用可能となる。	①インタラクティブ処理方式（SMTP双方向）は、利用者側SMTPサーバを利用者システム側に設置し、アクセス回線が専用線接続、 <u>ADSL接続</u> 、またはブロードバンド光接続である場合に限り利用可能となる。
32	4.2.6 その他 (4) その他の注意事項	【削除】	<u>⑦インタラクティブ処理方式（ダイレクト・インターフェース）における論理端末名と、インタラクティブ処理方式(SMTP双方向)で使用するメールアドレスは、同様の考え方とする。</u> <u>したがって、インタラクティブ処理方式（ダイレクト・インターフェース）利用者が、インタラクティブ処理方式（SMTP双方向）に移行する場合、インタラクティブ処理方式（ダイレクト・インターフェース）における論理端末名と同数のメールアドレスを用意することで、同様の考え方で自社システムを構築することができる。（図4-2-18を参照のこと）</u>
33	4.2.6 その他 (4) その他の注意事項 図 4-2-18	【削除】	<u>図 4-2-18 インタラクティブ処理方式（ダイレクト・インターフェース）における論理端末名とインタラクティブ処理方式（SMTP 双方向）におけるメールアドレスの対応イメージ</u>
34	4.3.1.2 通信プロトコルの詳細 (B) SMTP 送信時のコマンドシーケンス	(注)図 4-3-2 で全ての電文送信が完了した後 <u>2分</u> 、利用者システムのゲートウェイコンピュータから QUIT コマンドを発行しない場合、センター側メールサーバでコネクションタイムアウトを発行し、強制的に接続切断を行う。このため、メール処理方式利用者は、全ての処理要求電文の送信が完了した時点で、QUIT コマンドを発行すること。	(注)図 4-3-2 で全ての電文送信が完了した後 <u>1 時間</u> 、利用者システムのゲートウェイコンピュータから QUIT コマンドを発行しない場合、センター側メールサーバでコネクションタイムアウトを発行し、強制的に接続切断を行う。このため、メール処理方式利用者は、全ての処理要求電文の送信が完了した時点で、QUIT コマンドを発行すること。
35	4.3.2.2 通信プロトコルの詳細	(注)図 4-3-10 で全ての電文送信が完了した後 <u>2分</u> 、利用者システムのゲートウェイコンピュータから QUIT コマンドを発行しない場合、センター側メールサーバでコネクションタイムアウトを発行し、強制的に接続切断を行う。このため、メール処理方式利用者はゲートウェイ接続の場合、全ての処理要求電文の送信が完了した時点で、QUIT コマンドを発行すること。	(注)図 4-3-10 で全ての電文送信が完了した後 <u>1 時間</u> 、利用者システムのゲートウェイコンピュータから QUIT コマンドを発行しない場合、センター側メールサーバでコネクションタイムアウトを発行し、強制的に接続切断を行う。このため、メール処理方式利用者はゲートウェイ接続の場合、全ての処理要求電文の送信が完了した時点で、QUIT コマンドを発行すること。
36	4.3.3 メールボックス (5) 電文のメールボックス内における保存期間	② 処理結果電文 処理結果電文については、電文の取り出しを行った後に削除する。 なお、利用者が取り出していない処理結果電文については、メールボックスに登録された日を含めて、7 日間(土日祝日含む)は、電文をメールボックス内に保存する。電文の削除は、深夜の一定時刻に行われる。	② 処理結果電文 処理結果電文については、電文の取り出しを行った後に削除する。 なお、利用者が取り出していない処理結果電文については、メールボックスに登録された日を含めて、7 日間(土日祝日含む)は、電文をメールボックス内に保存する。電文の削除は、深夜の一定時刻に行われる。 <u>ただし、利用者が保存期間内に処理結果電文を取り出せないことがあらかじめ分かっている場合は、事前に NACCS センターに申し出ることにより、当該利用者の処理結果電文を別媒体に保存しておくことを可能とする。</u>
37	4.3.6 その他 (1) 利用者側の接続制限	メール処理方式（ゲートウェイコンピュータ）は、ゲートウェイコンピュータを利用者システム側に設置し、アクセス回線は専用線接続またはブロードバンド光接続のときに利用可能である。	メール処理方式（ゲートウェイコンピュータ）は、ゲートウェイコンピュータを利用者システム側に設置し、アクセス回線は専用線接続、 <u>ADSL接続</u> またはブロードバンド光接続のときに利用可能である。

EDI仕様書改訂 改訂箇所一覧

No	改訂箇所	変更後	変更前
38	4.3.6 その他 表 4-3-22 タイマー値一覧	T 0 3 利用者システムが、センター側メールサーバに SMTP コネクションを接続したあとの無通信時間。 <u>2分</u>	T 0 3 利用者システムが、センター側メールサーバに SMTP コネクションを接続したあとの無通信時間。 <u>1 時間</u>
39	【新規】 4.6.2.5 ファイル名の長さについて	<u>添付ファイルのファイル名の長さは190バイト以内とする。また、業務によって190バイトより短い制限を設けているものもあるため、「業務仕様書」も参照すること。</u>	<u>【新規】</u>
40	5.1 宛先管理の概要	(注)WebNACCS処理方式のみを利用する利用者の、処理結果電文（帳票用）の印刷方法については、「 <u>WebNACCS操作説明書</u> 」を参照すること。	(注)WebNACCS処理方式のみを利用する利用者の、処理結果電文（帳票用）の印刷方法については、「 <u>操作説明書（WebNACCS編） 民間利用者向け</u> 」を参照すること。
41	5.2.2 出力宛先の設定について	<u>（！）出力先宛先となる論理端末やメールボックス等が削除された場合、削除された出力先宛先を指定した出力情報を第三者契機で出力する業務がエラーとなるため、削除時は仕掛け等が生じないように留意すること。</u>	<u>【追加】</u>
42	6.2.4 その他	① 利用者システムによる管理資料情報取出は、アクセス回線が専用線接続またはブロードバンド光接続である場合に限り利用可能となる。	① 利用者システムによる管理資料情報取出は、アクセス回線がアクセス回線が専用線接続、 <u>ADSL接続、</u> またはブロードバンド光接続である場合に限り利用可能となる。
43	図 7-2-2 NACCS 接続ルータ	<u>LAN</u> ポート	<u>10BASE-T/</u> <u>100BASE-TX/</u> <u>1000BASE-T</u> ポート
44	図 7-2-2 NACCS 接続ルータ	WAN側ポート（専用線接続またはブロードバンド光回線と接続）	WAN側ポート（専用線接続、 <u>ADSL接続、</u> またはブロードバンド光回線と接続）
45	図 7-2-3 NACCS 接続ルータ	専用線接続及びブロードバンド光接続のいずれにおいても変更を加えてはならない。	専用線接続、 <u>ADSL接続、</u> 及びブロードバンド光接続のいずれにおいても変更を加えてはならない。
46	7.3.5 複数業種を兼業する利用者のシングルサインオン	グループ I <u>【削除】</u>	グループ I <u>通関士</u>
47	7.4.1 利用者が行うセキュリティ対策 表 7-4-1 利用者が遵守すべきセキュリティの内容	(2)ID、パスワードの管理 / ・上記(1)の管理責任者は、NACCSにおいて利用する各種ID、パスワードの管理を行うこと 備考/ <u>災害その他やむを得ない理由による在宅勤務・サテライトオフィス勤務での利用等、システム利用契約の申込み時にNACCSを利用することとした事業所以外で各種ID、パスワードを使用することとなった場合も、当該事業所の管理責任者が適切に管理すること</u>	(2)ID、パスワードの管理 / ・上記(1)の管理責任者は、NACCSにおいて利用する各種ID、パスワードの管理を行うこと 備考/ <u>（追記）</u>

EDI仕様書改訂 改訂箇所一覧

No	改訂箇所	変更後	変更前
48	7.4.1 利用者が行うセキュリティ対策 表 7-4-1 利用者が遵守すべきセキュリティの内容	(3)ウィルス対策 / ・ NACCSと接続する全てのコンピュータに対し、市販のウィルスチェックソフトの導入及び適切な頻度でのバージョンアップを <u>行う</u> こと 備考/ <u>市販のウィルスチェックソフトには、OSに組み込まれたウィルス対策ソフト（Microsoft Defenderウィルス対策等）も含む</u>	(3)ウィルス対策 / ・ NACCSと接続する全てのコンピュータに対し、市販のウィルスチェックソフトの導入及び適切な頻度でのバージョンアップを <u>施し、NACCSセンターに届け出る</u> こと 備考/
49	7.4.1 利用者が行うセキュリティ対策 表 7-4-1 利用者が遵守すべきセキュリティの内容	(5)社内セキュリティ対策 / ・ NACCSに関連する社内システム（サーバ・ネットワーク機器・クライアント端末等）に適切なセキュリティ対策（ <u>主体認証機能、アクセス制御機能、暗号化機能、セキュリティパッチ適用等の脆弱性対策等</u> ）を <u>行うこと</u> 備考/ <u>NACCSセンターが必要と認めた場合、社内セキュリティ対策の提出を求める</u>	(5)社内セキュリティ対策の <u>提出</u> ※NACCSセンターが必要と認めた場合、 <u>提出を求める</u> / ・ NACCSに関連する社内システムに <u>講じた</u> セキュリティ対策（ <u>ファイアウォール、ユーザー認証等</u> ）をNACCSセンターに提出すること 備考/
50	7.4.1 利用者が行うセキュリティ対策 表 7-4-1 利用者が遵守すべきセキュリティの内容	(6)履歴（ログ）の管理/ ・ ゲートウェイコンピュータ等からNACCSセンターサーバに接続した接続者を特定するため、利用者は、その送受信内容の履歴（ログ）を管理する仕組みを構築 <u>す</u> こと 備考/ <u>NACCSセンターが必要と認めた場合、履歴（ログ）の提出を求める</u>	(6)履歴（ログ）の管理/ ・ ゲートウェイコンピュータ等からNACCSセンターサーバに接続した接続者を特定するため、利用者は、その送受信内容の履歴（ログ）を管理する仕組みを構築 <u>し、NACCSセンターに届け出</u> ること
51	7.4.1 利用者が行うセキュリティ対策 （※）履歴（ログ）の管理（ゲートウェイ接続）	<u>【削除】</u>	<u>（注1）ゲートウェイコンピュータ等の配下のパソコンで通関業務を行う場合、IP アドレス変換は、固定的な IP アドレスから固定的な IP アドレスへの変換でなければならない。よって DHCP サーバのように動的に IP アドレスを当該パソコンに割り当てることは禁止する。ただし、DHCP サーバにおいて静的な変換をする設定（固定的な IP アドレスから固定的な IP アドレスに変換する設定）がなされている場合は、この限りではない。</u>
52	7.4.1 利用者が行うセキュリティ対策 図7-4-2 業務を行うパソコンから業務サーバ（プロキシサーバ等）を介し、電文を送信する場合の履歴（ログ）管理	<u>【削除】</u>	<u>（全体）</u>
53	7.4.2 社外ネットワークとの接続に関するセキュリティ	① <u>LAN</u> ポートの利用 Peer to Peer 接続、ルータ接続、ゲートウェイ接続において、NACCS 接続ルータの民間利用者システム側の <u>LAN</u> ポートは、NACCS 接続専用として設定するため、この <u>LAN</u> ポートを他の目的に使用することはできない。（「WAN」ポートについても利用不可。）	① <u>10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T</u> ポートの利用 Peer to Peer 接続、ルータ接続、ゲートウェイ接続において、NACCS 接続ルータの民間利用者システム側の <u>10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T</u> ポートは、NACCS 接続専用として設定するため、この <u>10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T</u> のポートを他の目的に使用することはできない。

EDI仕様書改訂 改訂箇所一覧

No	改訂箇所	変更後	変更前
54	7.4.2 社外ネットワークとの接続に関するセキュリティ (2) NACCS 接続ルータを使わないで社外ネットワークと接続する場合の制限 ② 社外ネットワークとの接続がリモート接続の場合	社外ネットワークとの接続がある場合は、全て NACCS センターのセキュリティ対策の審査を受ける必要がある。 社外ネットワーク（他社ネットワーク、インターネット等）との接続が認められる例は、以下のとおり。 利用者側でVPN装置等を設置することにより、社内ネットワークのコンピュータと社外ネットワークのコンピュータ、および両コンピュータ間のネットワークに第三者からアクセスできない仕組みが施されている場合。（リモート接続する社外ネットワークのコンピュータにも社内ネットワークのコンピュータに準じたセキュリティ対策を実施すること。） 図7-4-4 社外ネットワークとの接続が認められる例	社外ネットワークとの接続がある場合は、全て NACCS センターのセキュリティ対策の審査を受ける必要がある。 <u>イ. NACCS 業務用コンピュータと、社外ネットワーク（他社ネットワーク、インターネット等）をモデム、TA（DSU）等を用いてリモート接続することを、原則として禁止する。</u> 図7-4-4 <u>NACCS業務用コンピュータと社外ネットワークの接続禁止例</u> <u>ロ. NACCS 業務用コンピュータ以外のコンピュータと社外ネットワーク（他社ネットワーク、インターネット等）を、モデム、TA（DSU）等を用いてリモート接続する場合、NACCS 業務用コンピュータには関係ない接続であるため、問題ない。</u> <u>図7-4-5 NACCS業務用コンピュータと社外ネットワークの接続可能例</u>
55	7.4.2 社外ネットワークとの接続に関するセキュリティ 表 7-4-3 NACCS 接続ルータを使わないで社外ネットワークと接続する場合の制限	リモート接続 も全て「全てNACCSセンターのセキュリティ対策の審査を受けること。」とする。	
56	7.5.6 利用者側のセキュリティ対策 表 7-5-1 利用者が遵守すべきセキュリティの内容	②ID、パスワードの管理/ 上記①の管理責任者は、netNACCS 処理方式及び WebNACCS 処理方式において利用する各種 ID、パスワードの管理を行うこと <u>備考/災害その他やむを得ない理由による在宅勤務・サテライトオフィス勤務での利用等、システム利用契約の申込み時にNACCSを利用することとした事業所以外で各種ID、パスワードを使用することとなった場合も、当該事業所の管理責任者が適切に管理すること</u>	②ID、パスワードの管理/ 上記①の管理責任者は、netNACCS 処理方式及び WebNACCS 処理方式において利用する各種 ID、パスワードの管理を行うこと
57	7.5.6 利用者側のセキュリティ対策 表 7-5-1 利用者が遵守すべきセキュリティの内容	③ウィルス対策/ netNACCS 処理方式及び WebNACCS 処理方式を利用する全てのコンピュータ(PC を指す)に対し、市販のウィルスチェックソフトの導入及び適切な頻度でのバージョンアップを施すこと <u>備考/</u> <u>市販のウィルスチェックソフトには、OSに組み込まれたウィルス対策ソフト（Microsoft Defenderウィルス対策等）も含む</u>	③ウィルス対策/ netNACCS 処理方式及び WebNACCS 処理方式を利用する全てのコンピュータ(PC を指す)に対し、市販のウィルスチェックソフトの導入及び適切な頻度でのバージョンアップを施すこと
58	7.5.6 利用者側のセキュリティ対策 表 7-5-1 利用者が遵守すべきセキュリティの内容	<u>④社内セキュリティ対策</u> <u>NACCSに関連する社内システム（サーバ・ネットワーク機器・クライアント端末等）に適切なセキュリティ対策（主体認証機能、アクセス制御機能、暗号化機能、セキュリティパッチ適用等の脆弱性対策等）を行うこと</u> <u>備考/</u> <u>NACCSセンターが必要と認めた場合、社内セキュリティ対策の提出を求める</u>	<u>【追加】</u>

EDI仕様書改訂 改訂箇所一覧

No	改訂箇所	変更後	変更前
59	8.2 NACCS へ新規に参加する場合の 接続試験の準備等 表 8-2-1 各利用者が準備するハード ウェア及びソフトウェア等	③LAN ケーブル等/ ○GW(SMTP/POP3 または SMTP 双方向)LANケーブル等、利用者側にてご準備いただく設備	③LAN ケーブル/ ○GW(SMTP/POP3 または SMTP 双方向)10BASE-T/100BASE-TX
60	付録1 接続形態と処理方式に関連す る事項（まとめ） 付表 1-1 接続形態と処理方式に関連 する事項（まとめ）	インタラクティブ処理方式（インタラクティブ）、 インタラクティブ処理方式（インタラクティブ）、 インタラクティブ処理方式（SMTP 双方向）、 メール処理方式、 管理資料取出のみ / アクセス回線の種別/ 専用線、 ブロードバンド光	インタラクティブ処理方式（インタラクティブ）、 インタラクティブ処理方式（インタラクティブ）、 インタラクティブ処理方式（SMTP 双方向）、 メール処理方式、 管理資料取出のみ / アクセス回線の種別/ 専用線、 <u>ADSL</u> 、 ブロードバンド光
61	付録3、システム構築の具体例 付図3-1 パソコン1台の場合の具体例 （Peer to Peer接続）	①ハードウェアの調達方法は 2 種類 ○社内パソコンにセンターから提供 するパソコン用パッケージソフトを インストールして使 用 ただし、NACCSセンターは動作 保証はしない（プリンター、 <u>LAN</u> ケーブル、プリンター ケーブル等 も利用者側で用意） ○NACCSバックを利用	①ハードウェアの調達方法は 2 種類 ○社内パソコンにセンターから提供 するパソコン用パッケージソフトを インストールして使 用 ただし、NACCSセンターは動作 保証はしない（プリンター、 <u>10BASE-T/100BASE-TX</u> ケーブル、プリンターケーブル等 も利用者側で用意） ○NACCSバックを利用
62	付録3、システム構築の具体例 付図3-1 パソコン1台の場合の具体例 （Peer to Peer接続）	③インタラクティブ処理方式の 利用者アクセス回線は、専用線 <u>またはブロードバンド</u> 光回線 から選択可能	③インタラクティブ処理方式の 利用者アクセス回線は、専用線、 <u>ADSL回線、及び光回線の</u> <u>中</u> から 選択可能
63	付録3、システム構築の具体例 付図3-2 パソコン複数台の場合の具 体例（ルータ接続）	ハブ、 <u>LANケーブル</u> 、 プリンターケーブル等は利用者側 で用意 <u>（利用者側で用意する接続機器において、無線LANの利用も可能）</u>	ハブ、10BASE-T/100BASE-TX、 プリンターケーブル等は利用者側 で用意
64	付録3、システム構築の具体例 付図3-7 ゲートウェイ接続（SMTP 双方向）の具体例	③ 利用者側ゲートウェイコンピ ュータでインタラクティブ処理 を行う インタラクティブ処理方式（SMTP双方向）は利用者側ゲート ウェイコンピュータでインタ ラクティ ブ処理方式のインタフェースを 守らなければならない。（「4.2.2 利用者で守るべ きインタフェー ス」参照）	③ 利用者側ゲートウェイコンピ ュータでインタラクティブ処理 を行う インタラクティブ処理方式（SMTP双方向）は利用者側ゲート ウェイコンピュータでインタ ラクティ ブ処理方式のインタフェースを 守らなければならない。（「4.2.2 利用者で守るべ き <u>インタラクティブ処理方式の</u> インタフェー ス」参照）
65	付録4 アクセス回線とアクセスポイ ントについて	NACCS 民間利用者用ネットワークにおけるアクセス回線には、専用線接続 <u>と</u> ブロードバン ド光接続がある。	NACCS 民間利用者用ネットワークにおけるアクセス回線には、専用線接続、 <u>ADSL 接続、及 び</u> ブロードバンド光接続がある。

EDI仕様書改訂 改訂箇所一覧

No	改訂箇所	変更後	変更前
66	付録4 アクセス回線とアクセスポイントについて	<u>【削除】</u>	(2) ADSL 接続 ADSL 接続とは、利用者システムと NACCS センターサーバとの通信経路を、電話回線を使用した高速通信回線により常時確立させておく接続方法である。 NACCS 民間利用者用ネットワークにおける ADSL 接続の料金（基幹網の料金＋アクセス回線の料金）は、日本全国均一料金とする。つまり、アクセスポイントと民間利用者の接続点との距離（アクセス回線の距離）に関わらず ADSL 接続の料金（基幹網の料金＋アクセス回線の料金）は一定料金となる。
67	付表6-4 処理結果通知電文（共通エラー）の内容	<u>A0040/添付ファイル名/0000/添付ファイル名の長さが190バイトを超えている/添付ファイル名の長さを190バイト以内に作る</u>	<u>【追加】</u>
68	付録7 多数件処理業務について	多数件処理業務には、分割処理（パターン 1）、自動起動処理（パターン 2）の 2 パターンが存在するが、いずれの場合も、利用者が業務を行う際の業務コード（元業務）と異なる業務コードで子業務がシステム上は実行されることになるため、利用者側で正常に処理可能となるよう、対応が必要である。<u>また、多数件処理業務は、他のオンライン業務全般の処理性能に影響が出ないよう、一定件数を一定間隔で順次処理する仕組みを採用している。そのため、多数件処理業務が集中した場合には、起動契機の業務実施後、多数件処理業務が処理を終えるまでに時間を要する場合がある。</u> なお、ディレード方式で起動された随時系バッチ業務の完了通知も、多数件処理業務の自動起動処理（パターン 2）で実現している。 分割処理（パターン 1）、自動起動処理（パターン 2）のパターンごとに多数件処理業務の詳細について、以下に述べる。	多数件処理業務には、分割処理（パターン 1）、自動起動処理（パターン 2）の 2 パターンが存在するが、いずれの場合も、利用者が業務を行う際の業務コード（元業務）と異なる業務コードで子業務がシステム上は実行されることになるため、利用者側で正常に処理可能となるよう、対応が必要である。 なお、ディレード方式で起動された随時系バッチ業務の完了通知も、多数件処理業務の自動起動処理（パターン 2）で実現している。 分割処理（パターン 1）、自動起動処理（パターン 2）のパターンごとに多数件処理業務の詳細について、以下に述べる。
69	付録8 IPアドレス、利用者コード、メールボックスID、パスワードの関係について 付図 8-1 接続形態と IP アドレス、論理端末名、端末アクセスキー、利用者コード、メールボックス ID、パスワードの関係図	専用線接続 ブロードバンド光接続	専用線接続 <u>ADSL接続</u> ブロードバンド光接続
70	付図 14-5-8 A C L 情報の訂正図中	出力情報コードSAT141<u>1</u> 記号番号の繰り返し 0～<u>18</u>まで	出力情報コードSAT141<u>0</u> 記号番号の繰り返し0～<u>90</u>まで
71	付録 1 7.パッケージソフト（インタラクティブ処理方式）の対応について （NACCS DNSを利用していない利用者向け 【対応方法その 2】 hostsファイル設定追加登録手順	<u>※Windows10のhostsファイル設定追加登録手順に差し替え</u>	<u>※Windows8.1のhostsファイル設定追加登録手順を掲載</u>